

1914年～1921年における日本の満蒙政策 大隈内閣から原敬内閣までを中心に

何 為 民

要 旨

大正初期、 由于日本在对内、对外政策上的连连失误，使国内经济走向衰退。大隈政权建立之后，为了改变这种困难的局面，在对华外交上采取了强硬的手段，并以“最后通牒”的形式胁迫袁世凯政府签署了“21条”，这招来了中国国民的强烈反抗，大隈的政敌也利用他失败的外交政策加紧了攻击，使其最终引咎辞职。此后被称为稳健派的寺内正毅内阁为了收拾残局，对中国展开了经济外交，所谓“西原借款”就是在这个时期进行的。寺内之后的原内阁，也采用了较为温和的外交政策。本论文通过从大隈内阁到原敬内阁的对华政策中对满蒙政策的分析，揭示了无论被称为强硬派的大隈，还是被称为稳健派原敬，在对满蒙的政策上都无法掩盖日本对其占有的欲望。

キーワード……大隈重信 寺内正毅 原敬 満蒙政策

はじめに

大正期に入り、日本は政治的・経済的混乱に陥りつつあった。対内的に不況と物価高によって民衆の生活が困窮し、民衆の不満は高まった。対外的に、日本が朝鮮を併合したことによって、朝鮮では反日義兵闘争が続き、中国では辛亥革命の発生にともない、清朝打倒の運動が各地に展開した。中華民国成立後、中国政府は満蒙に対する主権を主張し、日本政府との交渉が行われた。日本政府は「21ヶ条」などの一連の強行政策によって満蒙での利権を確保したが、その結果中国では反日感情がたかまり、日本の外交政策は行き詰った。

この時期は日本の政治は明治維新以来の藩閥政治が行き詰まり、民衆の間に自由民権への要求が高まり、さまざまな事件や運動が起き、藩閥政権は危機の渦中に陥り、その結果藩閥政治は政党政治に転換した時期である。藩閥体制から政党政治への転換は、日本の満蒙政策にも反映している。日本政府はこの時期、国内情勢に配慮しながら満蒙に対して硬軟両様の政策を繰り返した。それに加えて、第1次世界大戦とロシア革命の勃発によって、国際情勢は極めて複雑な状況となり、日本政府の満蒙政策はそれらの影響を受けた。

1914年に成立した大隈内閣は「21ヶ条」要求を中国に提出し、満蒙地域を中心とする特殊利権を求めたが、これは日本が強硬な満蒙政策を採用することによって、国内の対外強硬論とりこもうとするものであった。本論文は大隈内閣の外交政策に対して着眼し、またその後

1914年～1921年における日本の満蒙政策（何）

1916年に成立した寺内内閣と1918年成立の原敬内閣において対満蒙政策がどのように変化しているのかを分析する。

1 大隈重信内閣における満蒙政策

1-1 国内政治の矛盾の満蒙問題への転換

1912年に、2箇師団増設問題をめぐって西園寺公望内閣が総辞職した。後を襲った山本権兵衛内閣はシーメンス事件によって総辞職に追い込まれた。さらに、日本政界に強い影響力を持つ元老山縣有朋の推薦により発足した桂太郎内閣期には、尾崎行雄・犬養毅らを代表とする政治家が、立憲政治を徹底的に行い、陸軍増強に反対し、藩閥政治を批判して民衆も政治に参加させようと主張する「第1次護憲運動」を起こした。結局、桂内閣はわずか53日で総辞職した。このように日本の政治は混乱状態が続いた。この時期は大正デモクラシーの幕が開いたとも言われている。

山本権兵衛内閣の後任について元老たちは寺内正毅を擁立する考えであったが、しかし、山縣有朋は陸海軍の対立を避けるために、次のように考えた。「山本の後を寺内が引受けることとなりては、薩長且つ陸海軍の争ひなるが如く、世間より誤解せられ、左なきだに、険悪なる目下の情勢をして益す険悪ならしむるの恐れがあり。今日は決して長州人を出すべきあらず」¹⁾。したがって、「候補者として世間に目せらるる者の中、徳川公、清浦子は已に辞し、寺内伯、平田子は到底不可なりとせば、残る所は大隈伯、加藤男及び伊藤子の三人」²⁾を選択範囲とした。

1913年4月12日、全国記者連合会は、大隈が政局の混乱を收拾することを期待し、大隈に組閣の請願を行った。「閣下力速力ニ内閣ヲ組織シテ、天下ノ興望ニ副ハレタキハ我等ノ切望スル所ナリ」³⁾。山縣は国民に人気がある大隈重信を頼れば、民衆の不満を落ち着かせることができると考え、「卿は世間に徳望あり、三元老が一致して推薦し、陛下に於ても、満足に召食され居ることなれば、宜しく進んで大命を拝受あるべし」⁴⁾と大隈重信に内閣組閣をすすめた。

大隈は元老たちが自分を推薦し、内閣を成立させる重任を委託したことを政権掌握の絶好の機会と考えた。大隈は国内混乱の状態を改善することと、元老たちの願望を満足させることが出来れば、政権の確保ができると考えた。

「明治14年の政変」⁵⁾で失脚した大隈は、長期間にわたって政界を離れ、早稲田大学と報知社に熱中していた。このような経験に加え、大隈は民衆の声を重視し、「国民の幸福を増進し、国家の利権を拡張」⁶⁾するという政治主張を行っていた。国民には困難な経済状況において生活を改善しようという声も強かったが、満蒙での権益を求める声も大きな存在であった。1913年に出版された地理教科書『内外総合地誌』の目録には、第3章「帝国の海外領土」

に「満洲略誌」があり⁷⁾、教科書では満蒙はすでに日本の海外領土視されており、満蒙の利権を強調していた。一部の民間学者は日本の政界が満蒙での日本の権益を重視せず、政治闘争に熱中していることを批判して、「今や我が国上下を挙げて政争に狂奔し、朋党相軋り、互いに些鎖たる小過を求めて之を論難攻撃し、竟に他を顧みるにの違なし。然も時勢は浸浸として運行」⁸⁾としている。

酒巻眞一郎の『支那分割論』はさらに露骨に、次のように国民を煽っていた。「我国は支那の近親たり、隣国たる最も深き関係上、其分前は最も多からざるべからず。即ち北方に於ては朝鮮及遼東の我領土を保護するが為には必ず風説する所の所謂日露密約と称せらるるもの条項に従ひ、南満洲及内蒙古一帯直隸の一部を我手に収めざるべからず」⁹⁾。このような世論があったため、大隈は強硬外交の政策によって民衆の支持を得られると考え、満蒙に対する要求をさらに拡大した。

大隈は明治初期には当時の征韓論に反対し、「内治優先」の主張を訴えていた。しかし、「内治」を重視した大隈の態度は一転し、「此時局艱難の際に在りて、内政外交共に機宜の措置を執りて敢て過ち無かりしは、世人の齊しく知る所の如し。翻て思ふに、戦局は陛下の稜威と国民の忠勇とに依り、東洋の敵勢を摧き一段落を劃せる」¹⁰⁾と指摘したように、内政と外交を併行させ、満蒙を開発し権益をさらに獲得すれば、「内治」の問題も解決できると大隈は考えたようである。さらに日本国民が関心を寄せている満蒙問題に着手することによって、民衆の国内政治情勢への関心を満蒙問題へ転化させるねらいがあったと見られる。これによって満蒙への進出をより一層進め、国民の視線を満蒙問題に引きつけようとしたのである。

大隈内閣は1915年1月に袁世凱政府に「21ヶ条」を要求し、国内世論も、満蒙に対する関心を高めた。1915年5月1日『読売新聞』は、「刻下の満蒙問題(一)」と題する、ある将軍の談話によって作成した記事で次のように述べている。「満蒙は支那に於ける咽喉部にして之を掌握することは我国の将来に關すること決して小ならず」¹¹⁾、これは当時の政府の認識を示し、満蒙は日本にとって如何に重要であるか明言したものであった。

「民本主義」の提唱者である吉野作造も、満蒙を国益の重要な一環として捉えており、日本の満蒙への進出を訴えた。彼が1916年に出版した「現代叢書」シリーズの『満蒙』では、次のように述べている。「既に居住権を得、既に土地所有権を得、既に農、工、通商の権を得。満蒙問題は、日支協約の締結と共に、或る意味に於て、既に解決せられたる也」と¹²⁾、大隈政府の満蒙への積極的な進出政策に高い評価を下している。

1-2 満蒙政策における「21ヶ条」と加藤外相の辞任

大隈重信は、「スピード政治家」¹³⁾とされているが、明治14年の政変に失脚して以来、政権から17年間離れ、今回の2度目の組閣のさいには、すでに77才の高齢であった。大隈内閣は任期中に混迷状態にある日本の政治情勢を緩和させるため、1915年1月、駐華日本公

使日置益に袁世凱に対して「21カ条」を提出させた。日中両政府はこの要求について25回にわたって協議を行った。かつてない日中間の頻繁な交渉は、いかに大隈が満蒙問題の早期解決を目指したかが伺われる。

袁世凱は国内民衆の反日情緒に配慮し、最初は日本政府の要求に応じなかった。1915年5月4日、日本政府は閣議で対華最後通牒案を決定した。最後通牒は7点をあげ、「帝国政府ハ此勧告ニ対シ支那政府ヨリ来ル五月九日午後六時迄ニ満足ナル回答ヲ受領セサルトキハ帝国政府ハ其ノ必要ト認ムル手段ヲ執ルヘキコトヲ併セテ茲ニ声明ス」¹⁴⁾という脅迫的な文言を袁世凱政府に提出した。袁世凱は止むを得ずこれらの条文を承認し、5月25日、日本政府は交換公文の形式で袁世凱政府と調印した。

日本政府が最後通牒によって山東及び満蒙での日本の権益を強要したことは、主権国家としての中国を敵視したものであった。大隈内閣が中国に対して強硬な態度を示したことは、大隈が当時の中国事情を理解し、日本に対する反抗力がないと判断したことを表している。「支那そのものは抵抗力がないから、自ら進んで世界の平和を攪乱するというが如きことはない。しかし、支那が今日まで、ややもすれば東洋に於ける禍乱の中心となるのは、この抵抗力なきに乗じて四方より侵入し来る列強の勢力が御互に衝突し、ために色々の波瀾を惹起すからである」¹⁵⁾と大隈は指摘している。当時もう1つ好機であると考えられた理由は、第1次世界大戦の開戦によって、列強の目がヨーロッパの戦場に向けられていたことであった。大隈内閣はこのチャンスを掴み、満蒙での利益を拡大しようと動き出した。

しかし、大隈内閣の外交政策は、日本の朝野の大きな反発を招いた。1915年6月1日、第36回帝国議会で、大隈の政敵とも言える政友会と国民党は連合して現政府の弾劾案を提出し、犬養毅は大隈に質問をした。質問の内容は大隈政府が中国に「21ヶ条」を提出したことによって、中国国民が日本に悪感情を招いたのではないだろうかということである。犬養は5月9日最後通牒によって袁世凱政府に「恫喝手段を用いて之を以て彼の四億の大衆が恐怖し恐れ居ったかと云えば、まだ幾らかの効果がある。確かに恐れて居ないのである。悪感を確かに生じた。即ち悪感と同時に侮蔑の念慮を生ぜしめた」と指摘し、中国国民はその日を「国辱の日」とし、国内では救国貯金を募り、国辱記念会を開くなど、さまざまな反日運動が起きたと述べた。日本の外交にとって如何に失策であるかを犬養は徹底的に追及しようとしていた¹⁶⁾。この弾劾案は133票対233票で否決された。しかし、大隈内閣は「21ヶ条」の調印によってその政権基盤は動揺しはじめた。

実際、山縣らは大隈が独走して袁世凱政府に迫ることを望まなかった。「山縣有朋意見書」によると、「清朝を売りたる袁世凱の不忠不義」¹⁷⁾であるが、彼は中華民国の実権を掌握しているために、対中外交政策は袁に配慮すべきであり、「袁世凱をして我れ対するの疑念を一掃せしめ我れに対して信頼する好意を生せしむる」¹⁸⁾ようにと提言、「世間或は帝国の武力を過言し支那に対しては只威圧を以て志を遂くへしとする者あれとも人生の事は一の腕力により

て決定せられ得るか如き簡略のものに非ず今日の計は先づ日支の関係を改善し彼をして飽くまで我れに信頼するの念を起さしむるを以て主眼とせざる可からざるなり」¹⁹⁾と大隈に忠告した。結局大隈はこれを無視し、「21カ条」要求を達成するために対中最後通牒の宣告に踏み切ったのである。山縣は大隈の対中国強硬政策を批判し、次のように述べている。「此数年間支那に対するの政策毫も一定の方針を示さず、其の結果として今日は袁世凱の政府にも、將た革命党にも共に信頼せられざるの有様となり事毎に反対を招きて、殆んど何事を成就する能はざるの風あり、如何にも残念なること」²⁰⁾。

大隈内閣は袁世凱政府が中国では人心が失い、すでに崩壊の直前であることを認識し、親日的新政権の誕生を期待していた。この新政権の代表は孫文であると大隈は考えていたようである。孫文は中国南方で袁と対立していたが、大隈との関係は親密であった。1913年2月、孫文が日本へ来たとき、大隈は早稲田の自宅で孫文の歓迎宴会を開いた。翌年、大隈第2次内閣が発足した際、孫文は5月10日は大隈に手紙を送り、中国革命への支持を求めた。孫文は「今日ノ日本八宜シク支那革新ヲ助ケテ東亜危局ヲ救フベシ、而シテ支那ノ報酬ハ則全国ノ市場ヲ開放シテ以テ日本工商ニ惠セン、此中相需至殷、相成至大、如シ実行ニ見ハルレバ、則日本固ニ一躍シテ英国現有之地位ニ躋リ、世界之首雄ト為ベシ、支那亦之ヲ以テ領土保全スルヲ得テ」²¹⁾と中国の領土の保全ができれば、日本に対する経済上の利益を与えることに意欲を示している。大隈は孫文の手紙を絶賛し、孫文が政権を掌握することを望んでいたようである。さらに「大隈は百万圓の金を孫逸仙に、某実業家から融通させた事がある」²²⁾と言われたように孫文に対する本格的な支援も行ったと考えられる。しかし、「討袁護国」が失敗し、孫文は日本に亡命した。大隈が望んだ孫文が中国を支配する日は遠ざかることとなった。

1915年5月、内相大浦兼武の選挙に関わる収賄醜聞が発覚し、内閣は総辞職を迫られ、結局大浦の辞任に至った。7月30日、大浦事件の影響によって、大隈は辞表を提出したが、元老の慰留によって辞職を取りやめた。実際、大隈は辞職の意はなかったと考えられる。五百旗頭黨が指摘するように、「大隈は明らかに権力欲の強い人間であり、豊富な歳入増加構想を手段に政権復帰を遂げようとしていた」²³⁾。つまり大隈は権力欲がある人であり、辞職は大隈にとって権力を放棄することであるので、簡単には辞職することはなかったと考えられる。そのために、大隈は外務大臣加藤高明をスケープゴートにした。山縣らが大隈内閣を慰留したさい、大隈は加藤が大臣を担当する能力はないと批判した。「偏狹にして大器にあらざる。当初内閣を組織せる当時は、将来之を彼に譲らむかとも想ひたりしが、その後彼は現に岩崎久弥の言ふ所に依るも、三菱方面に²⁴⁾於てさへ重視せられ居らざる有様にて、到底内閣の首脳たるべき器にあらざるを知れり」²⁵⁾と述べている。しかも大隈は「21カ条」要求を実行した過程で、山縣が加藤を嫌っていることを知り、外交政策は主に加藤外務大臣に責任があると述べた。加藤の辞任によって大隈内閣は再出発しようと考えたようである。

しかし、大隈の責任が最も大きいことは明白であった。「内外に対する大隈の果敢決行と満腔の同意と、後援支持とがなければ、加藤如何に智謀あるとも遣り得ることではなかったのである」²⁶⁾と渡辺幾治郎が指摘するように、大隈は外交政策の失敗の責任をとることから逃げたとは言える。結局、大隈内閣は海軍大臣八代六郎、大蔵大臣若槻穰次郎が病気を理由に辞職し、加藤高明も辞表を提出し、大隈内閣から離れた。加藤の辞表には次のように記されている。「聖恩ニ對スルコトヲ得ス洵ニ恐懼ノ至リニ勝ユルナシ伏シテ願クハ仁愛ヲ垂レサセラレ臣力重任ヲ解カセ給ハムコトヲ」²⁷⁾。加藤は事実上外交失敗の責任をとって辞任したと見られる。大隈は政権を維持するために、外交の失敗の責任を加藤外相に負わせ、自ら外務大臣を兼任して新たな政権がスタートした。

1-3 2 師団増設問題

1911年10月、清国では辛亥革命が起きた。陸軍は清国の混乱を乗じて、清国での利益を拡大する絶好な機会ととえ、1912年、西園寺公望内閣に2師団を増設し、朝鮮に常設することを要求した。師団増設の要求について、北岡伸一は次のように指摘している。「清朝の崩壊は、日本にとって一面ではロシアの軍事力に対する一障壁が消滅したことを、また他の一面では大陸進出の好機が到来したことを意味した」²⁸⁾。しかし、西園寺の態度は消極的であり、財政緊縮を理由にして陸軍の要求を拒否した。このために上原勇作陸相は11月22日後任を推薦しないまま天皇に単独で辞表を提出し、この辞表によって西園寺内閣は総辞職に追い込まれた。

1912年12月17日、第三次桂太郎内閣が発足した。桂は自分の内閣で2師団問題を解決しようと考えていたが、しかし、政友会は桂内閣を打倒しようと、議会で内閣不信任案を提出した。桂内閣はこれを回避するために議会で3日間の停会を命令した。しかし、護憲運動派は民衆と議会を包囲し、各地で暴動が起こり、1913年2月11日桂内閣は総辞職し、増師問題を解決しないまま桂内閣は終わった。

師団増設問題は藩閥と政党との対立点であったことは小林道彦によって指摘されている。増師問題が政治問題化するにつれて、山縣らはそれを「君主主義」対「政党政治」の象徴的争点として意識するようになっていった²⁹⁾。大隈の「国会開設運動の導火線」は次のように述べている。「人心の不安定とは為政者である時の政府に対する不満足、即ち薩長藩閥の横暴に対する不平であった」³⁰⁾。大隈はもともと藩閥政治を嫌う政治家であったと明白であるが、増師問題について彼は藩閥政治と政党政治の対立点であることにもかかわらず、増師を実現するために懸命に努めた。

1914年12月からの第35議会に、大隈内閣は増師を提案した。増設する師団は朝鮮を駐屯地として、満蒙で有事の場合に部隊の移動が速やかにできることを狙いとしていた。2師団増設が可能となれば、満蒙地域は日本の重要な権益の地域として、有事の際には中国側に対

して脅威的な存在になると考えられた。

しかし、増師に反対した政友会が絶対的な多数を議会に占めていたために、結局、148 票対 213 票でこの提案は否決された。大隈は直ちに議会を解散した。「衆議院の多数は党争之れ急にして、殆ど時局の大事を念はず、強て波瀾を平地に起し、徒らに言辞を弄し、……国際間の情況は今日を以て最も実行の好機となすのみならず、四圍の情勢は帝国国運の充実偵に一日を緩うすべからざるを示せり、然るに衆議院の多数は之を思はず、漫りに辞柄を設けて此の国家百年の大計を放擲して憚らず」³¹⁾という怒りを示し、総選挙に向かった。この解散によって、大隈は国民の人気をえたとも言える。「二個師団問題に関して、議院は解散せられた。その時に名は言わぬが、錚錚たるものが遣って来た」³²⁾と『観樹將軍回顧録』が述べたように、大隈の決断は政界に大きな反響を及ぼした。

1915年3月25日の総選挙で、大隈の人気によって大隈内閣を支持する同志会・中正会・大隈後援会の三政党と団体の連合は圧倒的な議席を獲得して勝利を得た。1915年6月1日臨時議会を開催して追加予算を通過させ、師団増設案を131対232票の多数で可決した。大隈内閣の強硬かつ急進的な外交政策は民衆から広範な支持を得た。

大隈内閣は、ドイツに対する宣戦と中国に対する「21ヶ条」の強要、さらに2師団増設案の通過に至るまで、大隈内閣にとってワン・セットの政策と考えたのではあるまいか。この問題について従来の日中研究は、2師団増設問題は日本の満蒙政策と別に考えられることが多い。これまでの先行研究では、2師団増設問題の解決を急いだのは、大隈の対中国強硬外交における一貫した政治方針であったと考えられ、袁世凱が帝政を実施することを承認する条件として「21ヶ条」を要求したとされている。

1915年3月の総選挙に勝利したことによって、条件が整い、最後通牒によって軍隊を移動させ、現地邦人の引き上げを行った。結局袁世凱の譲歩によって、「21ヶ条」が交換公文の形式で調印された。

元老らは大隈の強硬政策に対する不満があったが、大浦事件による、大隈の辞任は認めなかった。大隈は不利な情勢を打開するために、自ら外相を兼任し、内閣改造を行ったが、顕著な成果が挙げられず元老らは大隈を見捨てる動きを開始した。1916年10月4日大隈内閣総辞職によって日本の対中強硬政策や、満蒙に対する利益の追求は一時的に休止符を打った。

2 寺内正毅内閣における満蒙政策

2-1 対中外交政策の内政不干涉と満蒙利益の確保

寺内正毅は長州出身の陸軍軍人で、対1次桂、第1次西園寺、第2次桂の諸内閣で陸相を歴任、1910年以降朝鮮総督の地位にあった。彼は山縣、桂の死後は長州閥系の首相候補者としては最有力候補と目されるようになっていた³³⁾。大隈が辞職したあと寺内が当然に組閣の

重任を受け、1916年10月、山縣系の人脈と言われている寺内内閣が発足した。

寺内は自ら外務大臣を兼任し、11月本野一郎が外務大臣に就任した。12月30日本野外相は就任直後、寺内正毅と山縣有朋の承認を得て、「対華方針に関する本野外相意見書」³⁴⁾を閣議に提出した。意見書には、対中国政策について次のように記されている。「支那ノ内政ニ関シ如何ナル政見ヲ有スル者ト雖モ苟モ帝国ニ對シ誠意親善ノ關係ヲ保有セント欲スルニ於テハ其南方派タルト北方派ヲ問ハス敢テ之ヲ選択スルノ必要ナシ帝国政府ハ此間ニ處スルニ極テ公平ノ態度ニ出テ決テ一方ニ偏ス可ラス是レ現内閣ノ對支方針第三ノ要点トス」³⁵⁾。この政策は大隈内閣の対中方針とは異なり、比較的穏健な政策であった。本野外相は日本政府が中国の不安定な政情で、一方に偏った場合には、中国への内政干渉であると中国の民衆に持たされ、日本に対する不信感がさらに高まると考えた。政府は南北両派のどちらも支持しない方針を採用し、日本の権益が侵害されないかぎり、中国国内の情勢を見極めていくという政策をとるべきであると考えていた。しかし、満蒙地域に対しては、「帝国力既ニ特種ノ權利ト利益トヲ有スル地域即チ南滿、東部内蒙古及福建省ニ付テハ既定ノ方針ヲ遂行シ」³⁶⁾と、満州などの地域で、日本が獲得していた既得権益を放棄しないことを明言した。

本野外相の「意見書」をうけて、1917年1月9日閣僚会議において「対華政策に関する件」が決定された。本野外務大臣は、中国の南北政権のどちらにも偏らないとする政策を確認した。「三、帝国ハ支那ニ於ケル何レノ政治系統又ハ党閥ニ對シテモ不偏公平ノ態度ヲ持シ一切其ノ内政上ノ紛争ニ干渉セサルコト。四、帝国ハ支那ニ於テ特殊利益ヲ有スル地域ニ関スル問題ヲ除クノ外成ルヘク列国ト協調を保ツト共ニ漸次列国ヲシテ帝国ノ優越ナル地位ヲ承認セシムルニ努ムルコト」³⁷⁾を主要な内容としていた。

寺内内閣の外交政策は、山縣が提出した方針に沿って進んだと考えられる。山縣は大隈内閣に対する「対支政策意見書」に次のように述べている。「支那は現在に於て已に我が貿易上の一大顧客にして将来は尚更ら然るべく經濟上に於て唇齒輔車の關係なる可からざるに於てを也」³⁸⁾。しかし、大隈はこの提案に応じなかったが、寺内はこの点について、まず中国に対する内政不干渉という政策を打ち出し、さらに、借款を積極的に行った。これは大隈の外交政策とは相違する特徴の1つである。

寺内内閣の対中国政策は、北岡伸一が指摘するように、中国の統一・独立の維持強化は、単なる抽象原則ではなく、少なくとも中国本土については実質的に推進されるべきものとしており、この点で中国の弱体化を契機とする影響力拡大を意図した大隈内閣の中国政策とは対照的である³⁹⁾。しかし、満蒙地域に対しては、ロシアと外蒙古との関係、チベットとイギリスとの関係と同様に扱っており、日本に属する特別の地域であるとする認識が定着していた。1917年1月9日の閣僚会議の「対支政策に関する件」では、満蒙に対する意見の第5条に次のように記されている。「南滿洲及東部内蒙古ハ帝国力政治上及經濟上特殊ノ利益ヲ有スル地域ニシテ本部支那ニ於ケル列国ノ勢力範圍ナルモノト全然其ノ趣ヲ異ニシ強テ之カ類例

ヲ求ムレハ露国ノ北滿洲西部内蒙古及外蒙古又ハ英国の西藏ニ於ケルト略ホ同等ノ關係ニ在ルモノト認ム……（中略 引用者）帝国ノ滿蒙ニ於ケル地位ヲ鞏固」⁴⁰⁾にすべきである。すなわち、今回の閣僚会議の方針をみるかぎり、寺内内閣の对中国外交政策は、大隈内閣と比較すると大きく変化しているが、滿蒙政策は大隈内閣の政策とほぼ一致しており、変化はなかった。

寺内内閣の「対支外交方針」は、次のように記している「特殊利益ヲ扶植スルノ要八国民的活動ノ根拠地ヲ作ルニ在リ。領土ノ拡張ヲ目的トスルモノニ非ス。従テ前顯領土保全主義ト拮据スルモノニ非ス」⁴¹⁾。実際に「国民活動の根拠地を作る」とする言葉の表現は「領土の拡張」という言葉とくらべて表現は多少柔らかいと思われるが、実際の内容はほぼ同じである。しかもこの外交方針は、中国自身の分裂には干渉せずと明言し、その裏にあるのは滿蒙地域の独立の期待であった。

2-2 西原借款の実施と挫折

西原亀三は朝鮮で実業に従事している際に、寺内正毅朝鮮総督の知遇をうけており、寺内内閣の对中国政策が経済的な援助へと転換した際に、いわゆる西原借款によって、大きな役割を果たした。寺内、勝田主計大蔵大臣と西原亀三の3人を中心として中国への借款が行われた。

この借款には、山縣の対中政策の方針が反映していると考えられる。山縣は「対支政策意見書」で大隈内閣に次のように進言した。「今日支那政府の最も苦痛とする所は即ち財政の困難にして……（我政府の 引用者）急務は支那政府の為に内外に於て金融の道を講し之をして多少とも財政上の便宜を得せしむる」⁴²⁾。すなわち、中国に対して抑圧ではなく、経済的に支援しながら中国との提携を重視すべきであるというものであった。大隈内閣はこの提案を無視したが、寺内内閣はこの提案を受け入れたと考えられる。

寺内内閣の財政経済政策は、その根本方針を、「積極主義、経済立国主義、日支経済的提携与国経済援助」におき、軍拡と对中国進出を基軸として急激な拡大均衡を図ったものであった⁴³⁾。「西原亀三意見書」は「経済ヲ基礎トセル外交ハ、実ニ対支外交ヲ最トス可ク候」⁴⁴⁾と述べ、対中借款は外交にとって極めて有利であることを指摘している。

寺内内閣は大隈内閣の外交失敗を鑑として、「滿蒙ニ対シテハ既得利權ヲ確保シ主トシテ農工商鈔發展ノ途ヲ講シ領土侵略的傾向ヲ有スル政策ハ之ヲ行ハサル事」⁴⁵⁾を内容とする「寺内内閣の議会対策」が1916年5月に提案された。このような政策によって、寺内内閣は滿蒙地域での既得權益を確保するだけで、新たな要求は提出しないこととした。中国金融の整備改善を中国本土と滿蒙に分けて行うことにした。滿蒙では「特殊ノ金融機関例ハ滿州銀行ノ如キモノヲ新設スルコト無ク」⁴⁶⁾という方針を採る。それに加えて、寺内内閣は段祺瑞政府に政治借款（西原借款の1口）について2つの提案を行った。すなわち「支那行政費貳千

万円借款」の「第一案」に、「吉会鉄道建設費トシテ吉長鉄道借款契約第十七条二基キ南滿州鉄道会社ヨリ支那政府ニ貸付クル形式ヲ採ルコト」⁴⁷⁾とし、迂回することによって段祺瑞政府に借款を行い、四国借款団に疑惑を持たれないようにした。寺内内閣の満蒙特殊権益の追求は現状保持を旨とし、外交の重点は段祺瑞政府への協力に置かれていたのである。

寺内内閣の対中外交政策のもう1つの重要な内容は北清事変（義和団事件）賠償金抛棄の決意である。1918年9月の閣議決定において、「北清事変賠償金還付に関する協定」案を決定した。「日本帝国政府ハ中華民國政府力中華民國ノ産業ヲ振興シ、其富源ヲ開發センコトヲ希望シ、明治三十四年九月七日締約ノ最終議定書ニ基キ、大正七年ヨリ大正二十九年ニ至ル二十三年間ニ日本帝国政府ノ受領スヘキ賠償金ノ全部ヲ中華民國政府ヘ還付ス」⁴⁸⁾。この賠償金の抛棄によって中国との経済提携政策を促進しつつ、大隈内閣以来悪化した日中関係の改善を目指したのである。しかし、当時中国は南北対立の状態にあり、この案を段祺瑞政府と調印した場合には、段祺瑞政府への支持ととられる恐れがあることから、最終的には実現しなかった。

寺内内閣にとって1つの好機は、英・仏・露・米と連合して日本を排斥しようとした袁世凱の死去によって、日本に影響力が強い段祺瑞が政権を獲得したことであった。寺内内閣は発足してから、対中政策は南北政権にどちらにも偏らないと明言した。しかし、西原借款とよばれる北方政府への事実上の財政援助は寺内内閣が総辞職直前まで継続され、合計1億4,500万円、兵器借款をあわせると1億7,500万円という膨大な額にのぼった。これらは名目上は、交通、通信などの事業のための借款であったが、確実な担保はなにひとつなく、じっさいにはほとんど中国国内の内戦のための戦費につかわれたとされている⁴⁹⁾。このため外交方針と実際の行動とが一致していないと、世論の非難を受けた。

西原亀三は『対支借款辨疑』において次のように述べている。「世論に従へば寺内内閣が北京政府のみを相手として外交をやったり借款をしたりしたのが不都合だとのやうに聞こえる。それは支那は現在南北分立の姿にある。それなのに北方側をのみ偏事して南方側を無視することは可かぬ。且北京政府に金を貸すことは南方側を圧迫する結果に終るに非ず」⁵⁰⁾。彼は寺内内閣総辞職後の10月30日から5日間連続で『東京日々新聞』に、この借款について弁明したが、このことから、この借款が日本の世論に如何に非難されていたか分かる。

1918年10月8日、米国は日英仏に対華新借款団を組織することを正式に提案した。同時に中国国内にも南北調停の声が高まったことによって、段祺瑞政府への借款は行き詰まった。

第1次世界大戦がもたらした日本の経済好況は、日本国内の企業が大量に輸出を増加させたことによって、国内物資の不足をもたらした。日本国内の物価は急激に上昇し、民衆の生活を激しく圧迫することになった。そのうち生活の基本保障である米価の高騰を押さえられず、民衆の中に不満がますます広まった。

富山漁師の妻たちの「越中女房一揆」は、またたくまに日本全土に広がった。1918年夏、日

本全土を1月半にわたって震撼させた米騒動は、表面こそ街頭での民衆暴動という形をとったが、実は民衆の専制政治に対する不満の発露であった。民衆の声を代弁して各新聞は寺内内閣を攻撃し、政治的自由の拡大を要求した⁵¹⁾。

1918年9月3日の『読売新聞』は「現閣運命愈々迫る」の記事を掲載した。同記事は「内閣自身既に辞職の止むべからざる覚知せりと信すべき理由あり(1文字不明……引用者)に米価暴騰に対する各地の騒擾激甚を極め東京市亦不穩の状況を現出せん」⁵²⁾と述べ、寺内内閣は短期間で辞職すると断定した。同紙は同じく9月3日の朝刊で東京記者大会における「内閣弾劾宣言」も載せている。寺内正毅内閣の成立によって、山縣系の官僚が政権を握ることができた。しかし、寺内内閣は米騒動に象徴される時代の変化に対応することができなかった。

「寺内は職業軍人らしく保守的、また精励恪勤であったとともに、強い責任感の持主であった」とされている⁵³⁾。寺内の政策は大隈内閣とは異なり、比較的保守的であった。満蒙地域における大隈内閣の急進的・強硬な政策は中国全土に反日感情を引き起こした。それを解決するため、「21カ条」に関する地域である満蒙については、既存の特殊権益の保有だけを要求した。

3 原敬内閣における満蒙政策

寺内内閣の総辞職によって、日本政治は政党政治時期に向かった。原敬内閣の成立は薩長閥と関わりを持たない岩手県出身の原敬が、政党の総裁として首相に就任したことによって、本格的な政党政治のさきがけとなり、初の「平民宰相」が誕生した。

原内閣は不安定な社会情勢の中で誕生し、国内問題の解決を最も重要な課題としてとりあげた。教育施設の改善充実、交通機関の整備、産業及び通商の振興、国防の充実を四大政綱として発表し、議会の協賛を求める政策を行った。

この時期中国では、段祺瑞の辞職によって徐世昌が大総統に就任し、一時両国ともに軍人出身ではない政治家が国家のリーダーとなった。当時北京大学教授であった陳独秀も中国の徐世昌総統と日本の原首相がいずれも軍人ではない点を指摘し、東洋の平和と各国民の親善を期待している⁵⁴⁾。

新借款団の結成と満蒙除外の風波

ロシア革命の極東への波及に対して、寺内内閣はシベリア出兵を行った。それに伴って、満蒙地域は再び世界で注目される地域となった。その後の原内閣は新四国借款団に関して満蒙除外の方針を提出し、米国から非難を受けた。日本は満蒙除外について米国と交渉した際にこの方針を保留する意を米国に伝えた。「露国近時ノ政情八其ノ東亜二及ホス影響ニ付深甚

ナル憂慮ヲ抱カシムルモノアリ現ニ西伯利亞ニ於ケル事態ハ最近急転直下ノ勢ヲ以テ進展シ形勢ノ推移如何ニ依リテハ帝国ノ安危極東ノ治安ノ為極メテ危険ノ情勢ヲ誘起スヘク曳イテ東亜全般ニ亘リ危険ナル勢力ノ跳梁攪乱ニ委スルノ虞ナシトセススル危険切迫ノ兆アル……（中略 引用者）満蒙ハ実ニ此等勢力ノ極東ニ浸潤シ帝国及東亜ノ安寧ヲ脅ス門戸タリスル情勢ノ下ニ帝国政府力特ニ満蒙地方ニ対シ他ノ列国ト異リ死活ニ関スル底ノ緊切ナル關係ヲ有シ之カ為国家及国民ノ生存上缺クヘカラサル特殊且正当ナル留保ヲ為サルヲ得サルコト、（したがって、日本は満蒙を 引用者）新借款団ノ共同活動範圍ヨリ除外セラルヘキコトヲ期待ス」⁵⁵⁾と日本政府は主張したのである。

原内閣は、寺内内閣と異なり、満蒙に対する方針として、表面的には中国に刺激を与える行動を一切行わないようにした。当時の中国は、原内閣の発足にともなって、中国に対する新たな政策が打ち出されることを期待していた。原は中国の著名な記者董誥光の取材に対して、中国の発展を期待すると共に、満蒙地域に対して、新たな利益の追求を要求しないことを明確にした。董は原に、「日本の領土」の一部であることはどういうことであるかを聞いたところ、原は次のように答えた。「その噂にいう『領土の一部』とは、きっと蒙古と満州のことでしょう。……そのような報道はあたらぬ……。満州と蒙古においては日本は若干の権益を獲得しました。多くの日本人がそこで生活し、営業をしています。そこで当然のことながら、われわれは、彼らが正当の保護を受けるようにたえず注意しなければなりません。つまり、われわれは既得の権益は確保しますが、新しいものを求めようとするつもりはありません」⁵⁶⁾。これは原敬が中国の新聞紙を通じて中国政府と国民に満蒙に対する現有の利益だけを確保する意を明確に伝え、悪化しつつある日中関係を改善しようとして語ったものと見られている。董は原敬の回答に対して、感謝の意をこめて次のように語った。「首ご自身、中国の利益をそれほどご考慮して下さるのはまことにありがたいことです」⁵⁷⁾。このインタビューによって、原内閣は中日関係を重視し、比較的穏健な政策をとる内閣であるという印象を中国社会に与えた。

これまでの先行研究は、原内閣の満蒙政策は比較的穏健なものであったと解釈しているが、しかし、実際には必ずしもそうではなかったと考えられる。原内閣は満蒙に対して表面的には要求を拡大しなかったが、新借款団の借款地域をめぐって、満蒙除外の方針を米国に承認するよう懸命に努めたことに、彼の満蒙の利権維持の意思が伺われる。1921年5月13日の「満蒙に対する政策」が閣議決定された。その主な内容は次の通りである。

満蒙ニ対スル特殊地位ニ付接衝ヲ重ネ結果終ニ三国ヨリ公文ヲ以テ右特殊地位ニ関スル保障ヲ得タリ之ニ依テ帝国ノ満蒙ニ於ケル地位ハ關係列国ニヨリテ始メテ明確ニ承認セラレタ…然リ而シテ所謂満蒙除外ニ関スル帝国政府ノ主張ハ満蒙カ帝国ノ国防竝国民ノ經濟的生存ノ上ニ深甚特異ノ關係アル… 一、…上述ノ如キ必須至

当ノ要求ヲモ侵略的傾向ノ表現ト誤解セシメ帝国ノ国際的立場ヲ益々困難ナラシムルノ傾向ナキニ非サルヲ以テ之カ実行ニ際シテハ細心ノ用意ト機微ノ熟慮ヲ要スヘシ⁵⁸⁾

この閣議決定は、満蒙が日本にとって極めて重要なものであると考え、満蒙が日本の国防と国民の経済に直接の影響があり、なくではならない存在であるとしている。したがって、日本は満蒙に特殊権益を維持するために、政策面で十分の用意をし、熟慮工夫が必要である。原内閣の満蒙政策は、以上のように読み取れる。

こうした方針の下で、原内閣は満蒙での権益をさらに求めて、まず満蒙現地の軍閥張作霖を援助することを決めた。これは日本が張作霖を援助することを通じて、満蒙での権益を確保し、さらに日本が満蒙に直接手を出さないことによって、他の列強の目を逸らそうというものであったといえよう。この方針を実施するために、5月17日の閣僚会議で原は「張作霖に対する態度に関する件」を決定した。この決定に次のような内容を含んでいる。「張作霖力東三省ノ内政及軍備ヲ整理充実シ牢固ナル勢力ヲ此ノ地方ニ確立スルニ対シ帝国ハ直接間接之ヲ援助スヘシト雖中央政界ニ野心ヲ遂クルカ為帝国ノ助力ヲ求メルニ対シテハ進ンテ之ヲ助クルノ態度ヲ執ラサルコト」⁵⁹⁾。このことから、原内閣は張作霖が中央に進出する野心があることを見抜いており、張の中央進出が、日本の対中国政策と満蒙での権益に不利になると想定していたことが分かる。

原内閣の満蒙除外の方針と張作霖の援助は、あくまでも日本が満蒙の特殊利益を確保するための方針である。したがって、原は中国の南北統一に消極的な態度（あるいは南北統一の否定）をとっていた。「支那の内部は表面統一を勧誘するも実際統一出来ずとも可なり。要は我国を敵視する悪感を起こさしめざる事に注意せば、彼らの中の争は少々之ありたりとて我に害なきのみならず、其間隙に乗じて我利益を収める事を努べし」⁶⁰⁾。

結局、この新四国借款は1920年5月、日英米仏新四国借款団の組織が事実上完成し、「洮熱鉄道及びその一地点より海港に至る鉄道は新四国借款団対象に内包し吉会線、鄭家屯洮南線、長春洮南線等を除外」⁶¹⁾することとなった。この借款団に関して、なぜ原内閣が必死に満蒙除外を要求したか、原敬の日記は次のように述べている。「此借款問題は随分長月日を費したるも我に於ては満蒙は我勢力範囲なりと漠然主張し居たるに過ぎざりしものが、今回の借款団解決にて具体的に列国の承認を得たる事にて将来の為我利益多しと思う」⁶²⁾。

こうした原内閣の対華政策は比較的穏健なものであったが、対満蒙政策では「満蒙ニ於ケル帝国ノ勢力扶植ノ根柢ヲ培フ」⁶³⁾とする政策を決定し、満蒙地域への狙いを放棄しなかったことを示している。一方、この時期中国社会は激しく変動しており、パリ講和会議の期間に「五・四運動」が発生し、反日意識が高まった。原内閣の満蒙政策は次のように述べている。「帝国ノ勢力扶植ト共ニ同地方ニ於ケル支那人民ノ康寧福祉ニ対シテモ亦相当ノ考慮ヲ払フ」⁶⁴⁾。これは中国での反日意識の高揚によって満蒙に対する要求をある程度を牽制したと

考えられる。

おわりに

満蒙は日本が海外に進出するに当たっての重要な拠点であり、日本に対し特別な意味を持つ地域である。したがって、日本政府は中国に対する穏健な政策をとったときも、急進的な政策をとっていたときにも、満蒙での特殊権益を放棄しなかった。

大正に入ってから、日本の政治情勢は藩閥勢力と政党政治の対立が顕著になった。こうした政治情勢において発足した大隈内閣は、国内の混乱を収拾するため、「21ヶ条」の強要などを行い、国内の矛盾を外交問題に転化しようとした。しかし、これらの問題を解決できないまま総辞職した。

寺内内閣の外交政策は、主に大隈内閣の中国に対する強硬政策の行き詰りを収拾することであった。このために、当時の中国における最大の問題であった中国の財政問題に着手し、いわゆる西原借款が行われたが、満蒙に対しては、日本の既得権益を確保しながら、新たな利益の追求はほとんど行わなかった。

原内閣の発足時には、国際的に民族自決を求める傾向が次第に強まっていた。このため日本は中国を侵略せずとしながら、「満蒙八我領土接壤シ我国防上並国民ノ経済的生存上至大緊密ノ関係ヲ有スル」⁶⁵⁾として、満蒙に対する特殊権益の追求はやめなかった。

大隈政権以後、寺内内閣も原敬内閣も、中国に対して比較的穏健な政策をとった。しかし、満蒙地域に対する方針は終始変化はなかった。特に原内閣は山東での権益を中国に返還を示した⁶⁶⁾ことがあるにもかかわらず、満蒙に対する特殊権益は現状のままを確保する方針をとった。

<注>

- 1) 伊藤隆（編）『大正初期山縣有朋談話筆記 政変思出草』山川出版社 1981年 44ページ。
- 2) 同上書 52ページ。
- 3) 渡邊幾治郎『大隈重信 - 新日本の建設者』照林堂書店 昭和18年 179ページ参照。
- 4) 伊藤隆『大正初期山縣有朋談話筆記 政変思出草』山川出版社 1981年 46ページ。
- 5) 姜範錫『明治14年の政変 大隈重信が挑んだもの』朝日新聞社 1991年。「はじめに」3ページによると、「明治14年10月、突如として、参議筆頭大隈重信はじめその系列顯官、少壮奏任官らが陸軍と政府から退陣していった。同時に明治7年1月の民選議院設立の建白以来最大の政治的係争点となっていた国会の開設を命じ3年を期して実施することを明らかにした詔書が發布され、さらに、「薩長の私曲」であると全国的に物議騒然となっていた開拓官吏有物払下げの決定が白紙にもどされた。こうして政府内の反目はやみ、高まっていた反政府運動も沈静へ向かい、薩長藩閥政権は政治的危機をからくも乗り切る。いわゆる「明治4年の政変」である。」
- 6) 「犬養木堂・桂公爵 憲政の擁護は誰の任務か」木村毅(監修)『大隈重信は語る』(第1巻) 早稲田大学出版部 昭和44年 134ページ。
- 7) 實文館編輯所(編纂)『内外総合地誌』東京實文館 大正2年 目録3ページ参照。
- 8) 酒巻貞一郎『支那分割論』啓成社 大正2年「支那分割論序」5ページ。

- 9) 同上書 530 ページ。
- 10) 「第三十六回帝国議会」大日本帝国議会誌刊行会(編)『大日本帝国議会誌』三省堂 1928 年 1050 ページ。
- 11) 「刻下の満蒙問題(一)」『読売新聞』1915 年 5 月 1 日 朝刊 3 面。
- 12) 吉野作造『満蒙』民友社 大正 5 年 「序文」1 ページ。
- 13) 五来欣造『人間大隈重信』早稲田大学出版部 昭和 13 年 266 ページ。「スピードが国を救ったのは明治時代であり、そしてそのスピード中の最大スピードを出した政治家、所謂政治家中の特別急行列車とも云ふべきものは大隈重信であった」。
- 14) 外務省(編)『日本外交年表並主要文書 - 1840 ~ 1945』(上)「中国政府に対する最後通帳及回答」原書房 昭和 40 年 403 ページ。
- 15) 大隈重信「支那論」『経世論』富山房 大正元年 308 ページ。
- 16) 前島省三『日本政党政治の史的分析』法律文化社 1958 年 238 ページ参照。
- 17) 大山梓(編)「対支政策意見書」『山縣有朋意見書』原書房 昭和 41 年 341 ページ。
- 18) 同上書 343 ページ。
- 19) 大山梓(編)「対支政策意見書」『山縣有朋意見書』原書房 昭和 41 年 340 ~ 341 ページ。
- 20) 伊藤隆(編)『大正初期山縣有朋談話筆記 政変思起草』山川出版社 1981 年 64 ページ。
- 21) 渡邊幾治郎『大隈重信 - 新日本の建設者』照林堂書店 昭和 18 年 194 ページ参照。
- 22) 五来欣造『人間大隈重信』早稲田大学出版部 昭和 13 年 453 ページ。
- 23) 五百旗頭薫『大隈重信と政党政治 複数政党制の起源 明治 14 年 大正 3 年』東京大学出版会 2003 年 313 ページ。
- 24) 加藤高明は東京帝国大学法学部を首席で卒業し、1881 年三菱に入社してイギリスに渡る。帰国後、三菱本社副支配人の地位につき、1887 年により官界入りした。
- 25) 伊藤隆(編)『大正初期山縣有朋談話筆記 政変思起草』山川出版社 1981 年 72 ページ。
- 26) 渡邊幾治郎『大隈重信 - 新日本の建設者』照林堂書店 昭和 18 年 191 ページ。
- 27) 「兼任外務大臣 内閣総理大臣伯爵大隈重信」JACAR(アジア歴史資料センター)RefA03023397500(国立公文書館)。
- 28) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会 1978 年 126 ページ。
- 29) 小林道彦『日本の大陸政策 1895 - 1914 - 桂太郎と後藤新平』南窓社 1996 年 279 ページ。
- 30) 早稲田大学史編集所「国会開設運動の導火線 征韓論破裂後の大勢」『大隈侯昔日譚』(「大隈重信叢書 第三巻」)昭和 44 年 24 ページ。
- 31) 「第三十六回帝国議会」大日本帝国議会誌刊行会(編)『大日本帝国議会誌』三省堂 1928 年 1050 ページ。
- 32) 小谷保太郎(編)『観樹將軍回顧録』正教社 大正 14 年 406 ページ。
- 33) 岡義武『日本近代史大系 5 転換期の大正』東京大学出版会 1969 年 55 ページ。
- 34) 「対華方針に関する本野外相意見書」外務省(編)『日本外交年表並主要文書 - 1840 ~ 1945』(上)原書房 昭和 40 年 425 ページ。
- 35) 同上書 423 ページ。
- 36) 同上書 423 ページ。
- 37) 同上書「対華政策に関する件」424 ~ 425 ページ。
- 38) 大山梓(編)「対支政策意見書」『山縣有朋意見書』原書房 昭和 41 年 344 ページ。
- 39) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会 1978 年 199 ページ参照。
- 40) 「対華方針に関する本野外相意見書」外務省(編)『日本外交年表並主要文書 - 1840 ~ 1945』(上)原書房 昭和 40 年 426 ページ。
- 41) 山本四郎(編)『寺内正毅内閣関係史料(上)』同朋舎 昭和 60 年 299 ページ。
- 42) 大山梓(編)「対支政策意見書」『山縣有朋意見書』原書房 昭和 41 年 344 ページ。
- 43) 伊藤正直『日本対外金融と金融政策』名古屋大学出版会 1989 年 52 ~ 53 ページ。
- 44) 山本四郎(編)『寺内正毅内閣関係史料(上)』同朋舎 昭和 60 年 281 ページ。
- 45) 同上書 287 ページ。
- 46) 鈴木武雄(監修)『西原借款資料研究』東京大学出版会 1972 年 124 ページ。
- 47) 同上書 179 ページ。
- 48) 山本四郎(編)『寺内正毅内閣関係史料(上)』同朋舎 昭和 60 年 449 ページ。
- 49) 川田稔『原敬 転換期の構想 国際社会と日本』未来社 1995 年 89 ~ 90 ページ。
- 50) 鈴木武雄(監修)『西原借款資料研究』東京大学出版会 1972 年 277 ページ。
- 51) 由井正臣(編)『論集 日本歴史 12 大正デモクラシー』有精堂 昭和 52 年 5 ページ参照

1914年～1921年における日本の満蒙政策（何）

- 52) 『読売新聞』1918年9月3日 朝刊2面「現閣運命愈々迫る - 但し外調は無事ならん - 」
- 53) 岡義武『日本近代史大系 5 転換期の大正』東京大学出版会 1969年 55ページ。
- 54) 臼井勝美『日本と中国 大正時代』原書房 昭和47年 138ページ参照。
- 55) 外務省(編)『日本外交年表並主要文書 - 1840～1945』(上)「対華借款団組織に関する我保留通告」原書房 昭和40年 509ページ。
- 56) 栗原健(編著)『対満蒙政策史の一面 - 日露戦後より大正期にいたる』、『原敬日記』最後のメモ」原書房 昭和41年 230ページ。
- 57) 同上書 231ページ。
- 58) 外務省(編)『日本外交年表並主要文書 - 1840～1945』(上)「満蒙に関する政策」昭和41年 523～524ページ。
- 59) 外務省(編)『日本外交年表並主要文書 - 1840～1945』(上)「張作霖に対する態度に関する件」昭和41年 524ページ。
- 60) 原奎一郎(編)『原敬日記』第4巻 福村出版株式会社 1981年「大正6年9月29日」319ページ。
- 61) 外務省(編)『日本外交年表並主要文書 - 1840～1945』(上)原書房 昭和40年 243ページ目録参照。
- 62) 原奎一郎(編)『原敬日記』第4巻 福村出版株式会社 1981年「大正9年5月4日」236ページ。
- 63) 外務省(編)『日本外交年表並主要文書 - 1840～1945』(上)原書房 昭和40年 524ページ。
- 64) 同上書 524ページ。
- 65) 同上書 523ページ。
- 66) 「閣議決定、膠州湾租借地の独逸よりの譲渡は中国に対する返還を条件とすべからざるの件」『日本外交文書』大正7年第3冊 635ページ。

主指導教員（井村哲郎教授） 副指導教員（國谷知史教授・藤井隆至教授）